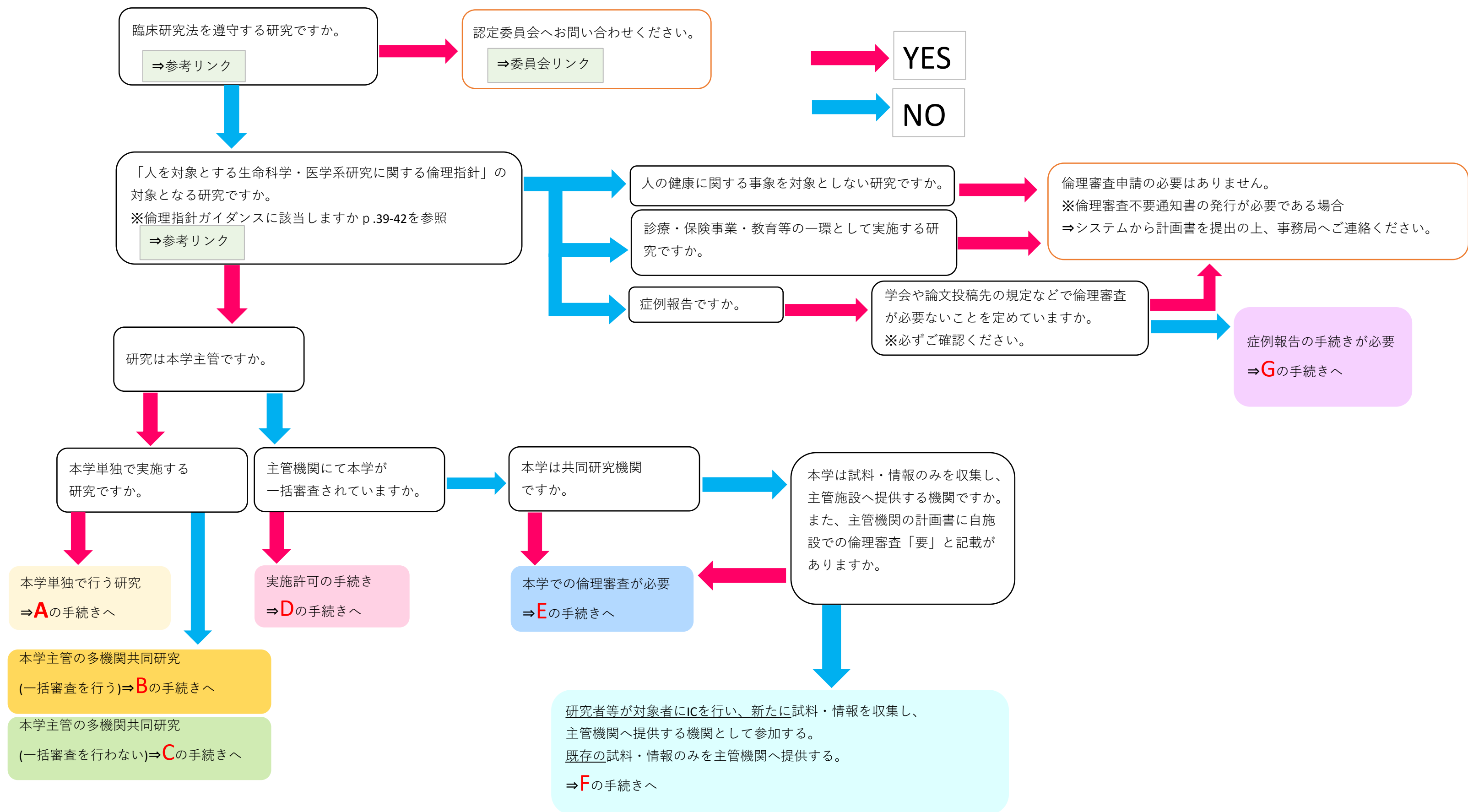




		必須書類 <u>下線</u> のものは原則、本学の様式を用いること	倫理審査申請システム 申請方法	基本的な審査の流れ	注意点	その他
A	本学主管 本学単独で実施する研究	☐ 研究計画書※1 ☐ 説明同意文書及び/又は情報公開文書 ☐ 利益相反チェックシート □(上記に ☒ ありの場合)利益相反ワーキンググループ審査結果通知書※2	○未承認課題の審査申請(通常はこちら)から申請を行ってください。	新規提出 ↓ 事務点検等 ↓ 委員長確認 ↓ 委員会審査(or迅速審査) ↓ 倫理審査委員会承認後 実施許可手続き ↓ 許可		<ご注意ください> <u>こちらに記載の事項は、手続きを進める上での最低限の必須書類となっております。どの審査区分においても、この他に委員会から必要書類を求める場合がございます。</u>
B	本学主管 多機関共同で実施する研究 <一括審査>	A+以下 (☐ 中央プロトコル※3) ☐ 一括審査依頼書※4(1機関につき1枚) ☐ 別紙1「 <u>一括審査対象の共同研究機関一覧</u> 」※5 ☐ 別紙2「 <u>研究者リスト</u> 」(1機関につき1枚)			・本学での一括審査が可能かどうかご確認ください。 参加施設側の都合によって、本学では一括審査が行えない場合がありますのでご注意ください。 ・共同研究機関の利益相反は共同研究者が所属する機関にて審査を受けてください。 ・本学での実施許可後、各共同研究機関において実施許可の手続きを行う必要があります。	<注釈> ※1：原則、本学ひながたの最新版（現在、栃木研究者用：【 とちぎ版 】2023 年度版又はさいたま教職員用：【 さいたま版 】2023 年度版が最新）を用いてください。
C	本学主管 多機関共同で実施する研究 <個別審査>	Aと同じ				※2：利益相反チェックシートにて該当項目が有る場合は、利益相反ワーキンググループの利益相反審査を受けてください。 ※3：本学計画書とは別に中央プロトコルを作成された場合には提出してください。 ※4：他機関の体制を含む研究の実施に関する最低限の事項を研究責任者に確認する書類です。内容によっては、委員会から追加資料を求める場合もあります。
D	他機関主管 一括審査を受けた研究 <実施許可申請の手続き>	☐ 主管で承認された書類一式 ☐ 本学用へ書き換えた説明同意文書や情報公開文書 ☐ 主管に提出した研究者リスト ☐ 本学における研究実施体制に関するチェックリスト ☐ 利益相反チェックシート □(上記に ☒ ありの場合)利益相反ワーキンググループ審査結果通知書※2 □(上記に ☒ なしの場合)特定目的に係る利益相反に関する自己申告書(研究者全員分)	○本学以外の倫理審査委員会へ審査を委託した課題 (他機関共同研究の一括審査)から申請を行ってください。	新規提出 ↓ 事務点検(書類確認のみ) ↓ 委員ヒアリング ↓ 実施許可手続き ↓ 許可	・利益相反チェックシートで、主管が該当する資金源を使用する場合でも、研究全体の利益相反確認のため、利益相反ワーキンググループの審査が必要です。 (例) 主管：厚労省科研費、本学：講座研究費など	※5：本学倫理審査委員会で一括審査を受ける共同研究機関を列挙してください。 ※6：共同研究機関の利益相反は共同研究者が所属する機関にて審査を受けてください。
E	他機関主管 本学で倫理審査を行う研究	☐ 主管で承認された書類一式 ☐ 本学研究計画書 ☐ 説明同意文書及び/又は情報公開文書 ☐ 利益相反チェックシート □(上記に ☒ ありの場合)利益相反ワーキンググループ審査結果通知書※2	Aと同じ	Aと同じ		
F	【研究協力機関】や【試料・情報のみを提供する者】として参加する場合等	☐ 主管で承認された書類一式又は主管から提供された資料 ☐ 様式4-1 ☐ 本学の実施者リスト(自由書式)	Aと同じ 本学の研究計画書は不要ですが、「研究計画書」の項目には主管で承認された中央プロトコルを添付してください。	「管理者への報告」「管理者許可」「倫理審査」などのケースがあり、場合によって許可までの流れが異なります。	<ご確認ください> ・本学は共同研究機関(分担機関)ではないですか？ ・中央プロトコルに「倫理審査後に試料情報の提供を行ってください」「倫理審査が必要」といった記載がありませんか？ (→該当がある場合 Eの手続きを行ってください。) 共同研究機関≠研究協力機関≠試料・情報のみの提供を行う機関 であることにご注意ください。	
G	症例報告	☐ 症例報告要旨	Aと同じ	申請の内容によって異なる		